

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1. 統計からみるひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数・離婚率の推移

ひとり親家庭になった理由として、厚生労働省（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）、大阪府（第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画）の直近調査において、国調査では離婚が8割に近い理由（大阪府調査では約9割）となっています。そうした傾向を踏まえ、本市の離婚件数・離婚率の推移をみると、平成27年以降は減少傾向にあります。平成30年の離婚件数は915件、離婚率は1.86（人口千人対比）となっています。全国に比べると離婚率は高いですが、大阪府と比べると、ほぼ同水準で推移しており、平成30年は大阪府よりも下回っています。

表 離婚件数と離婚率（人口千人対比）の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
東大阪市	離婚件数（件）	1,077	982	1,046	1,057	1,041	978	915
	離婚率（‰）	2.12	1.94	2.08	2.10	2.08	1.96	1.86
大阪	離婚率（‰）	2.16	2.08	2.06	2.08	1.99	1.96	1.93
全国	離婚率（‰）	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68

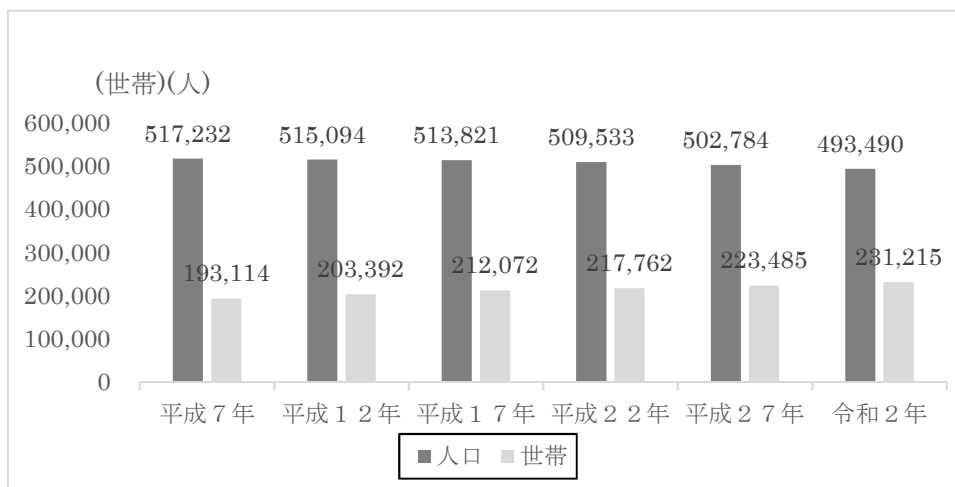
資料：厚生労働省、大阪府

(2) 人口及び世帯の状況

①人口及び世帯等の推移

令和2年の本市の人口は493,656人、世帯数は230,491世帯となっており、人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。

図：人口及び世帯等の推移（東大阪市）

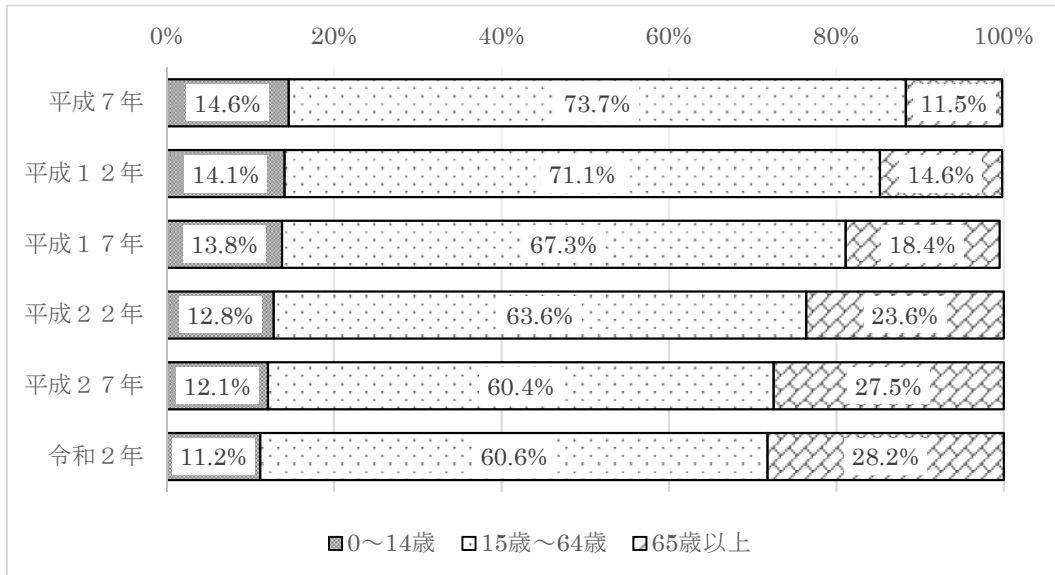


資料：平成7年～平成27年は国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は東大阪市（令和2年4月1日現在）

②年齢区分別人口構成の推移

本市の年齢区分の割合をみると、「0～14歳」の割合が減少し、令和2年には11.2%となっています。一方「65歳以上」は増加を続け、令和2年には28.2%となっています。

図：年齢区分別人口構成の推移（東大阪市）

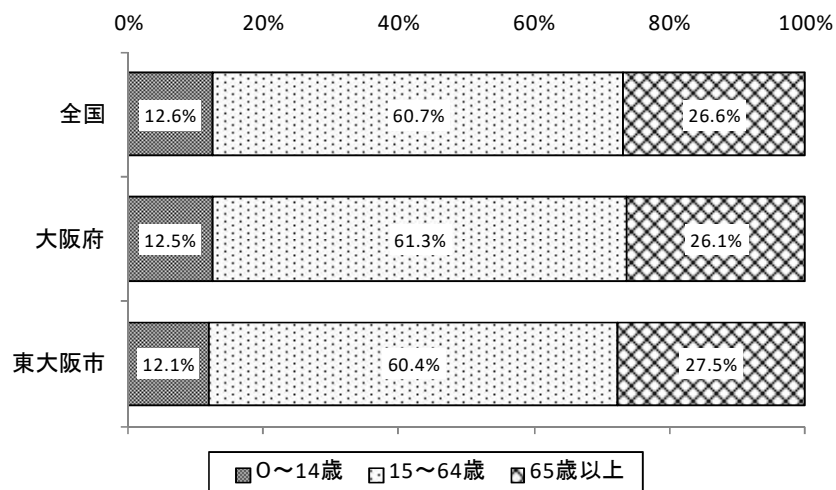


資料：平成7年～平成27年は国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は住民基本台帳（令和2年3月末現在）

③年齢区分別人口構成の推移（国、大阪府、東大阪市の比較（平成27年））

本市は全国や大阪府に比べ「65歳以上」の割合がやや高く、「0～14歳」と「15～64歳」の割合が低くなっています。

図：年齢区分別人口構成（国、大阪府、東大阪市の比較）

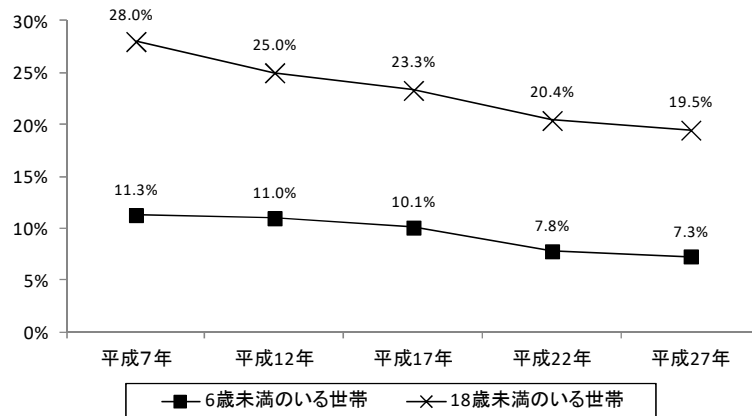


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

④ 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合の推移

子どものいる世帯の割合は6歳未満のいる世帯も18歳未満のいる世帯も減少傾向にあります。

図：6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（東大阪市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑤ 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（国、大阪府、東大阪市の比較（平成27年））

本市の6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合を全国、大阪府と比較すると、平成27年の「6歳未満の子どもがいる世帯」の一般世帯に対する割合は7.3%となっており、全国に比べ1.4ポイント、大阪府に比べ0.8ポイント少なくなっています。本市の「18歳未満の子どもがいる世帯」の一般世帯に対する割合は19.5%となっており、全国に比べ2ポイント、大阪府に比べ0.9ポイント少なくなっており、東大阪市は全国、大阪府に比べ6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯が少なくなっています。

表：6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（国、大阪府、東大阪市の比較）

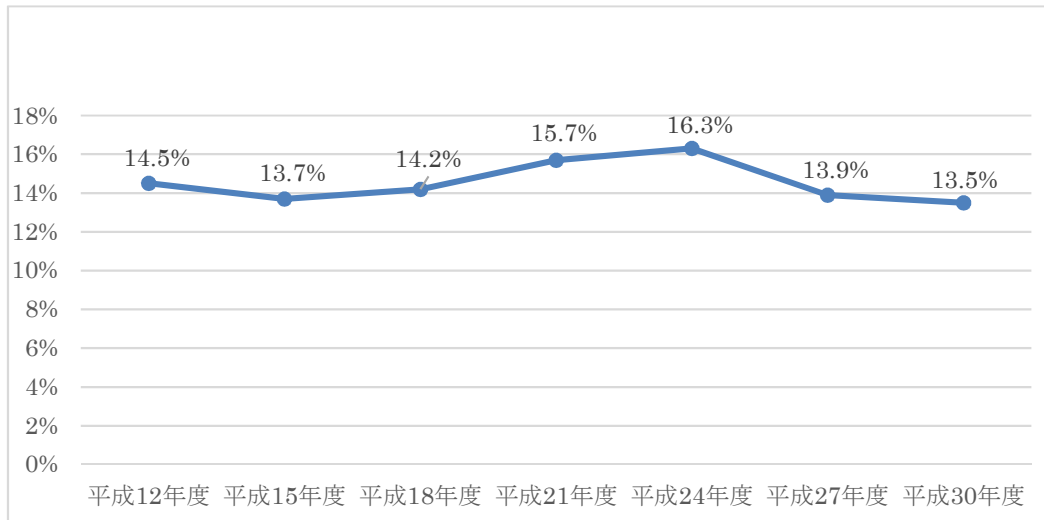
区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
一般世帯数	217,564	223,227	3,823,279	3,918,441	51,842,307	53,331,797
6歳未満の子どもがいる世帯	17,073	16,313	336,831	318,386	4,877,321	4,617,373
一般世帯に対する割合	7.8%	7.3%	8.8%	8.1%	9.4%	8.7%
18歳未満の子どもがいる世帯	44,410	43,464	826,999	799,568	11,989,891	11,471,850
一般世帯に対する割合	20.4%	19.5%	21.6%	20.4%	23.1%	21.5%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑥子どもの貧困率

国民生活基礎調査から、前回調査を行った平成27年の13.9%から0.4ポイント改善し13.5%になったものの、依然として約7人に1人の子どもが貧困状態にあります。

図：子どもの貧困率（国）



注1：貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

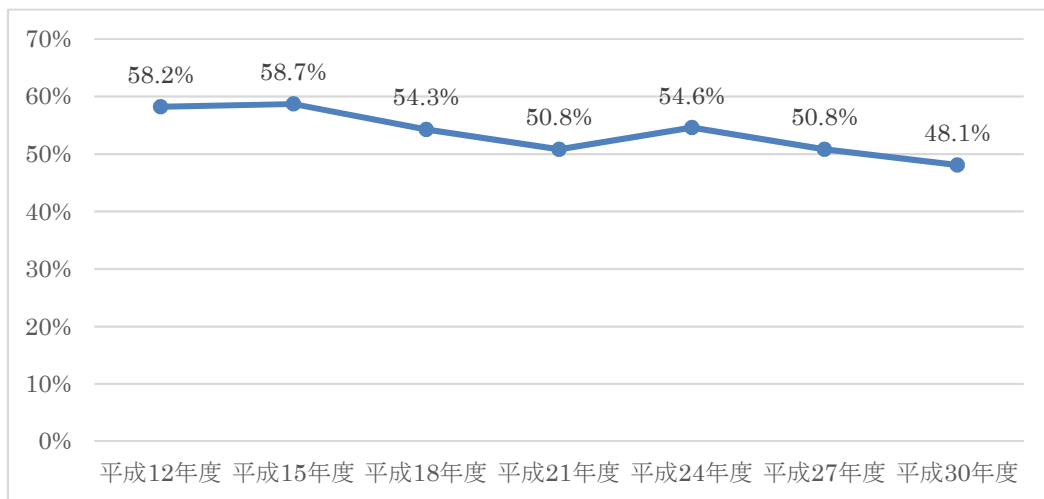
注2：等価可処分所得金額不明の世帯は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑦子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国）

国民生活基礎調査から、前回調査時の50.8%から2.7ポイント改善したが、依然として約半数が貧困状態にある。

図：子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率



注1：貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注2：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注3：等価可処分所得金額不明の世帯は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

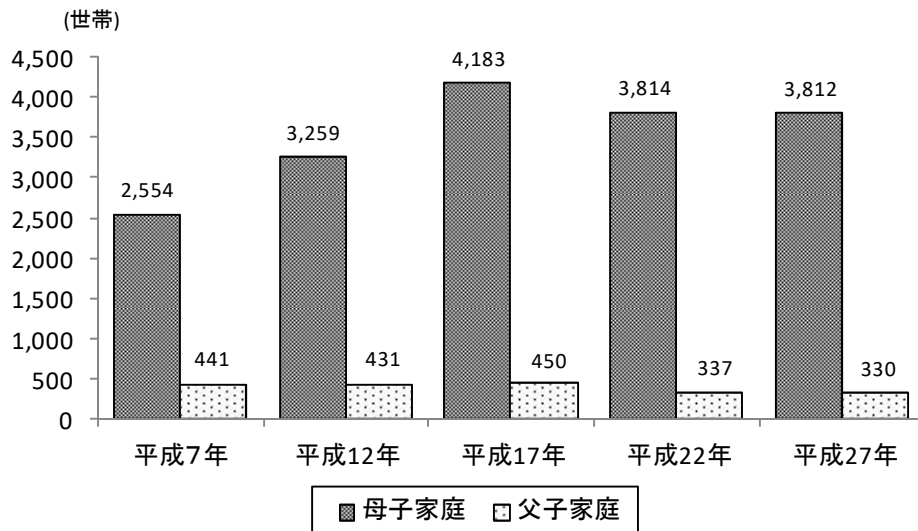
(3) ひとり親家庭の状況

①ひとり親世帯数の推移

ア. 母子家庭・父子家庭の推移

本市の母子家庭数は平成7年から平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年には減少し、その後横ばいで推移しています。また、父子家庭は平成17年に増加がみられましたが平成22年以降は減少傾向にあります。

図：母子家庭・父子家庭の推移（東大阪市）

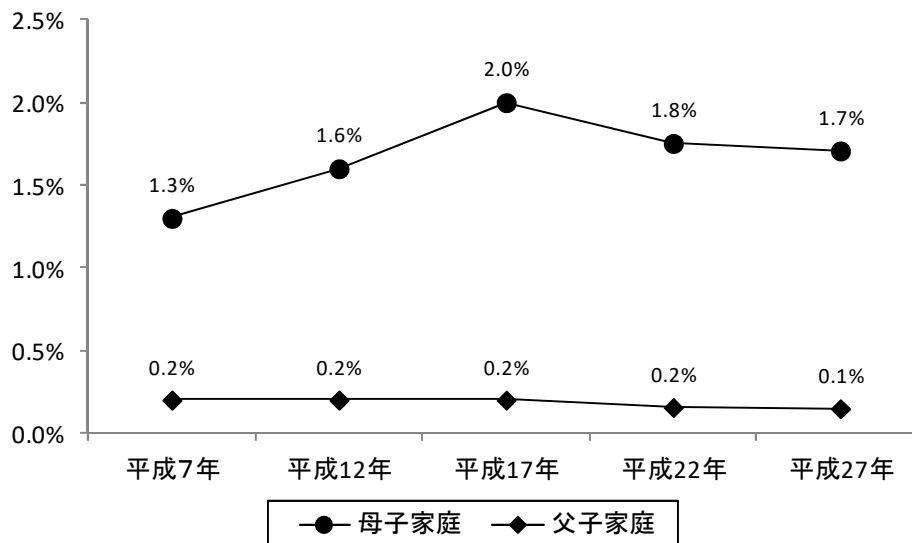


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

イ. 全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移

本市のひとり親世帯は、母子家庭は平成17年をピークに平成22年は減少し、その後横ばいで推移しています。父子家庭は平成7年以降横ばいで推移しています。

表：全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移（東大阪市）



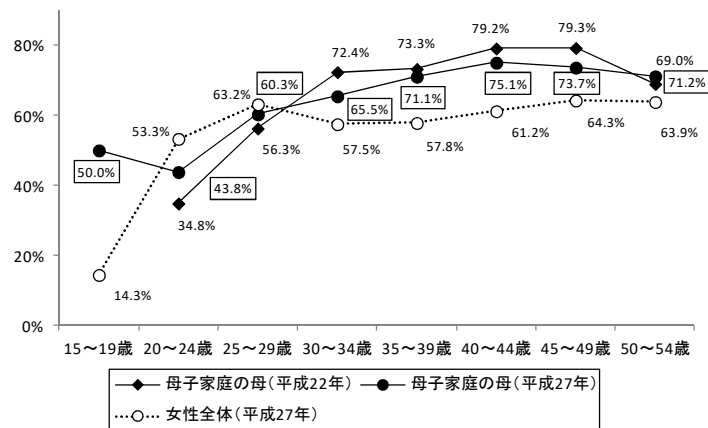
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②ひとり親家庭の就業率

ア. 母子家庭の母と女性全体の就業率

本市の平成27年の母子家庭の母と女性全体の就業率を比較すると、母数の少ない15～19歳を除いて「25～29歳」までは母子家庭の母の就業率が女性全体の就業率に比べ低くなっています。30歳以降になると母子家庭の母の就業率が女性全体を上回り、女性全体の就業率がいわゆる「M字の谷」となる30代から40～44歳でも母子家庭の母の就業率は6割以上を占めており、35歳以降は7割以上で推移しています。また、母子家庭の母の平成22年と平成27年を比較すると「25歳～29歳」までは平成27年の方が高くなっていますが、「30～34歳」から「45～49歳」までは平成27年が下回っています。

図：母子家庭の母と女性全体の就業率（東大阪市）



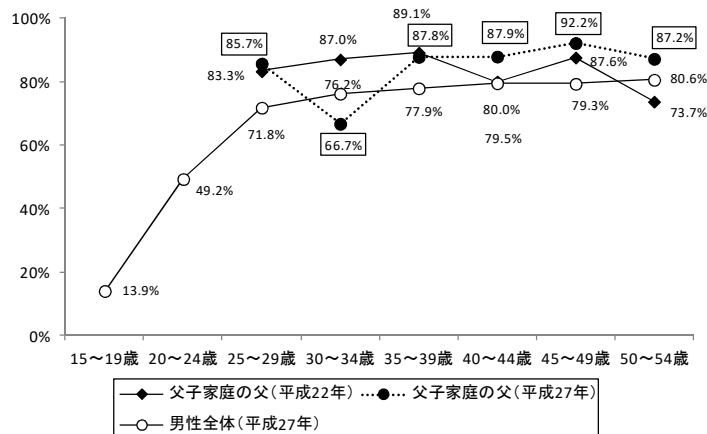
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

イ. 父子家庭の父と男性全体の就業率

本市の平成27年の父子家庭の父と男性全体の就業率を比較すると、「30～34歳」を除いて父子家庭の父の就業率が男性の就業率を上回り、8割以上となっています。

男性全体の就業率は25歳以降も緩やかに増え続けているのに対し、父子家庭の父の就業率は平成22年は40～44歳、平成27年は30～34歳で一度落ち込み、M字カーブのような特徴がみられます。平成27年の父子家庭の父の就業率は66.7%となっており、平成22年の同年齢と比べて大きく低下しています。

図：父子家庭の父と男性全体の就業率（東大阪市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 各種手当の受給数

①児童扶養手当受給資格者数

本市の児童扶養手当受給資格者数の合計は、平成26年以降は毎年減少しており、令和元年は5,322件となっています。

表：児童扶養手当受給資格者数の推移（東大阪市）

単位（件）

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
支給	全額	4,235	4,127	3,946	3,749	3,427	3,194	3,424
	一部	1,724	1,738	1,793	1,789	1,901	1,950	1,487
	小計	5,959	5,865	5,739	5,538	5,328	5,144	4,911
支給停止		324	358	343	449	436	449	441
合計		6,283	6,223	6,082	5,987	5,764	5,593	5,322
対前年増減率		100.1%	99.0%	97.7%	98.4%	96.3%	97.0%	95.2%

資料：東大阪市（毎年4月時点）

②生活保護受給母子世帯数

本市で生活保護を受けている母子世帯数は、年々、減少傾向となっています。この傾向は大阪府、全国にもみられます。

表：生活保護受給母子世帯数の推移（東大阪市）

単位（世帯）

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
東大阪市		1,835	1,737	1,656	1,460	1,314	998	870
	東福祉事務所管内	357	347	330	311	268	212	198
	中福祉事務所管内	583	554	554	457	403	312	262
	西福祉事務所管内	895	836	772	692	643	474	410
大阪府		6,576	6,332	5,564	5,224	4,797	3,466	3,080
全国		111,776	108,399	105,438	100,929	95,489	83,050	77,307

※大阪府の数字は政令市・中核市を除きます。

資料：東大阪市（毎年3月時点）

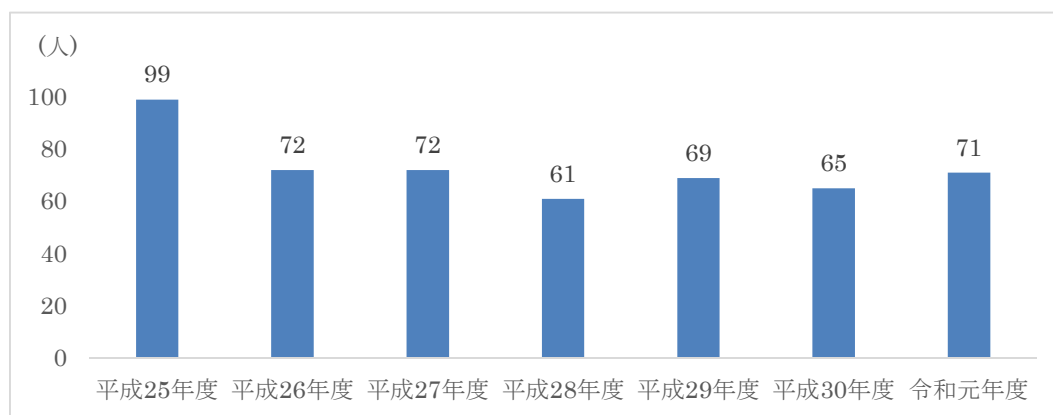
2. 第3次計画に基づく事業の実績及び評価

(1) 施策の方向1 就業の支援

「母子家庭等就業・自立支援センター」での就業相談者数は平成26年度に減少しましたが、その後は横ばい傾向にあります。

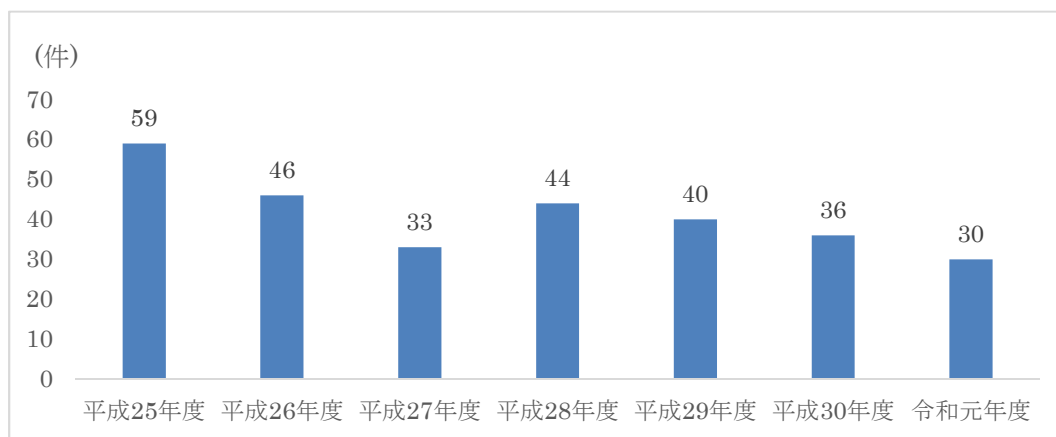
高等職業訓練促進給付金の支給件数は、平成28年度を境にやや減少傾向にあります。

図 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数



資料：東大阪市

図 高等職業訓練促進給付金支給件数



資料：東大阪市

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に応じた自立支援プログラムを策定しています。このプログラムの策定件数は、毎年度、多少の増減はあるものの横ばい傾向にあります。

また、プログラム策定に加えて、ハローワークへの情報提供等、積極的な就職支援のつながりを展開して、相互の連携をはかって、自立促進に努めています。

表 プログラム策定事業の策定件数

単位（件）

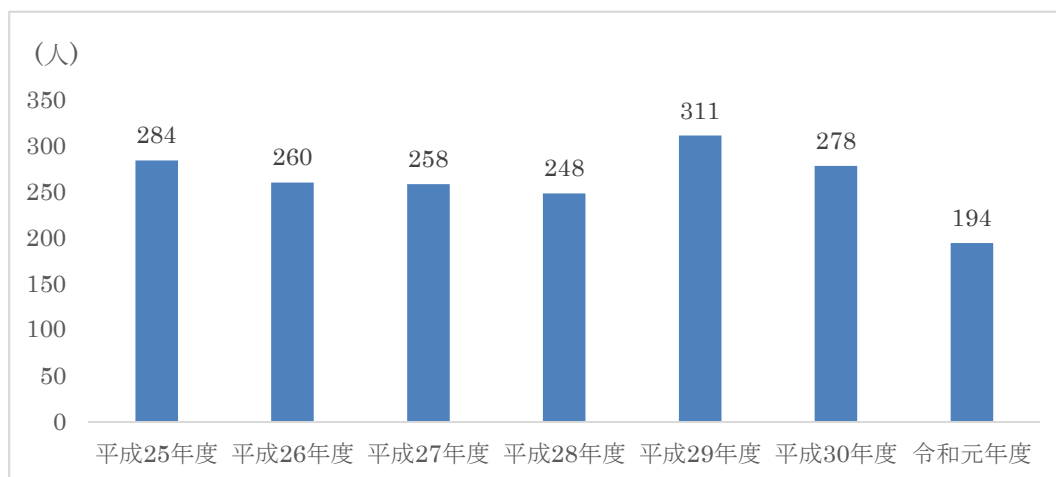
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
プログラム策 定件数	14	7	4	9	9	15	16

資料：東大阪市

（２）施策の方向２ 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭は保育所（園）や認定こども園等への優先入所があり、毎年度、保育所（園）への全入所人数の1割以上を占めています。

図 保育所（園）へ入所したひとり親家庭の子どもの人数



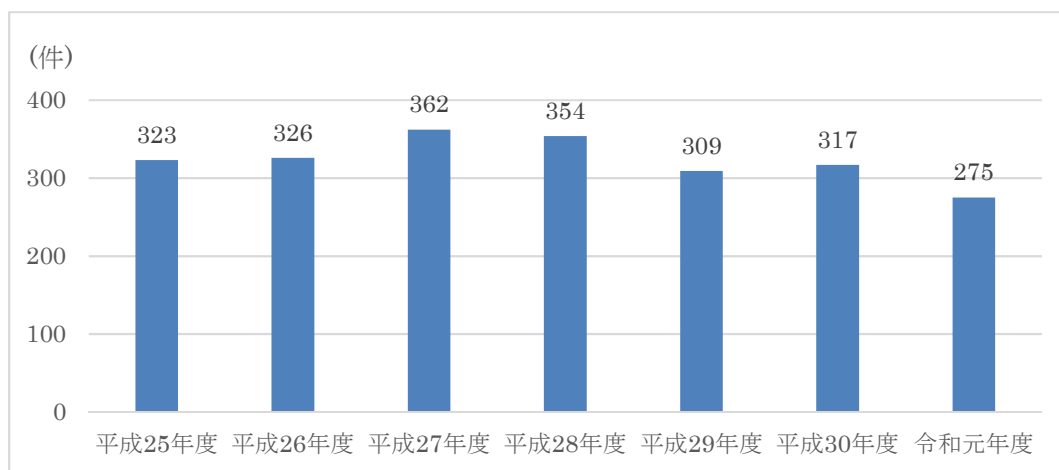
資料：東大阪市

(3) 施策の方向3 養育費確保の促進

市の法律相談における離婚に関する相談は、平成30年度より市政情報相談課に加えて子ども家庭課でも実施をしています。相談件数は、多少の増減はあるものの毎年300件を超えて推移しています。

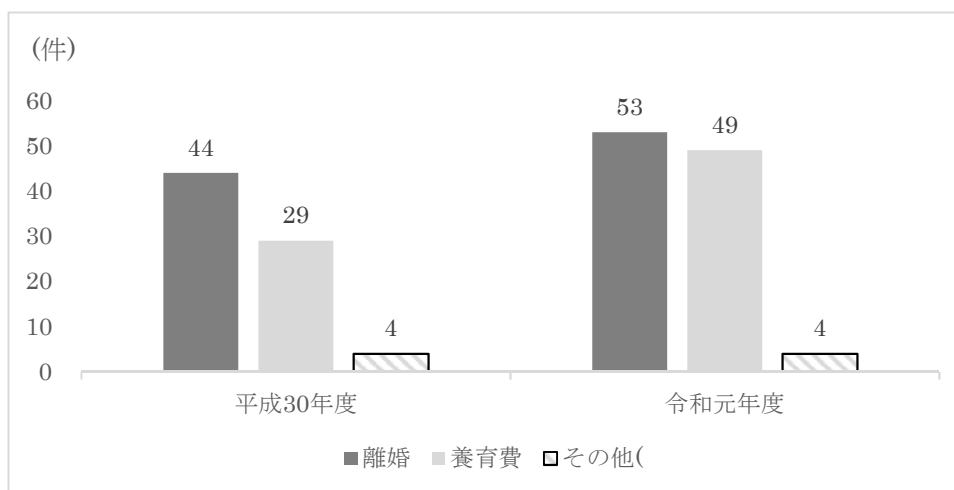
子ども家庭課では、ひとり親家庭が直面する問題(離婚に伴う問題、養育費の不払い、認知、ひとり親家庭支援など)に対応するために法律相談を実施しています。令和元年度の相談内容としては、離婚に関する相談が最も多くて53件、次いで養育費に関する相談が49件でした。

図 市政情報相談課の法律相談における離婚に関する相談件数(参考)



資料：東大阪市

図 子ども家庭課の法律相談における相談内容と相談件数(参考)



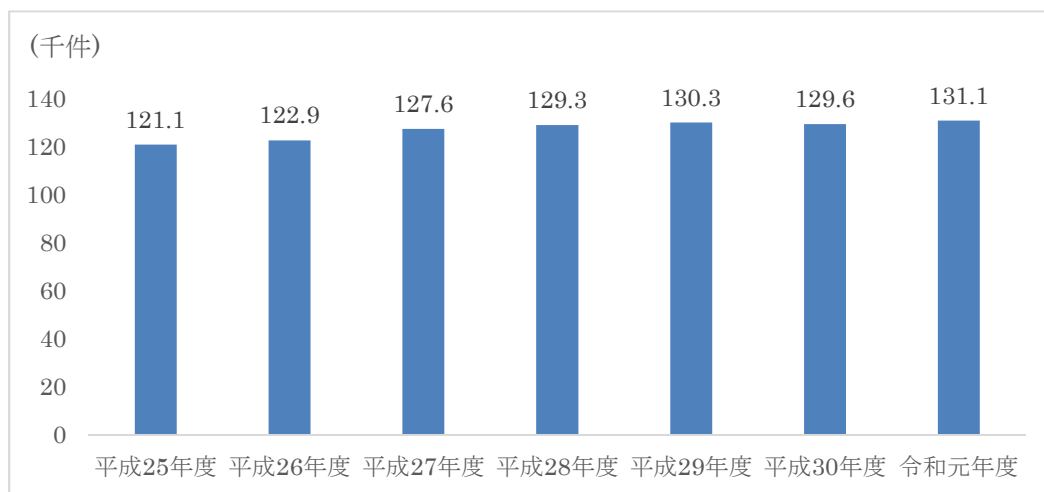
資料：東大阪市

(4) 施策の方向4 経済的な支援

ひとり親家庭医療費の助成件数は基本的に増加傾向にあり、令和元年度は13万件を超えています。

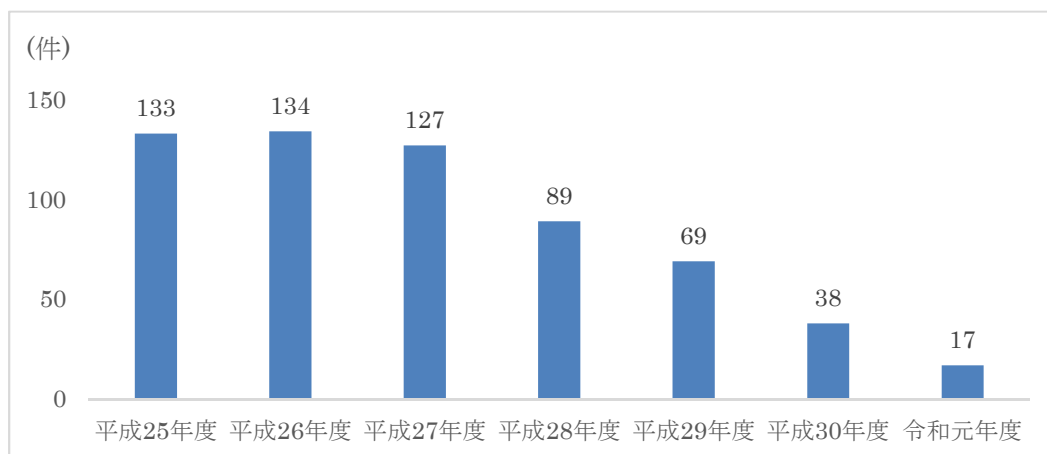
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数は平成27年度以降は減少し続けています。背景には、高校進学においては平成26年度より高校授業料の実質無償化が開始されたことや、大学等の進学においては日本学生支援機構の奨学金が拡充されたことが原因として考えられます。本市では、令和元年度より修学資金の入学前申請の受付を開始し、制度としても令和2年度より修学期間中の生活費等の貸付を実施していることから、生活の安定や自立に向けての資金調達が困難なひとり親家庭の母・父や寡婦に対して福祉資金の果たす役割は大きく、貸付を必要としている人へは今後も情報の提供、制度の周知を図る必要があります。

図 ひとり親家庭医療費の助成件数



資料：東大阪市

図 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数（新規・継続含む）

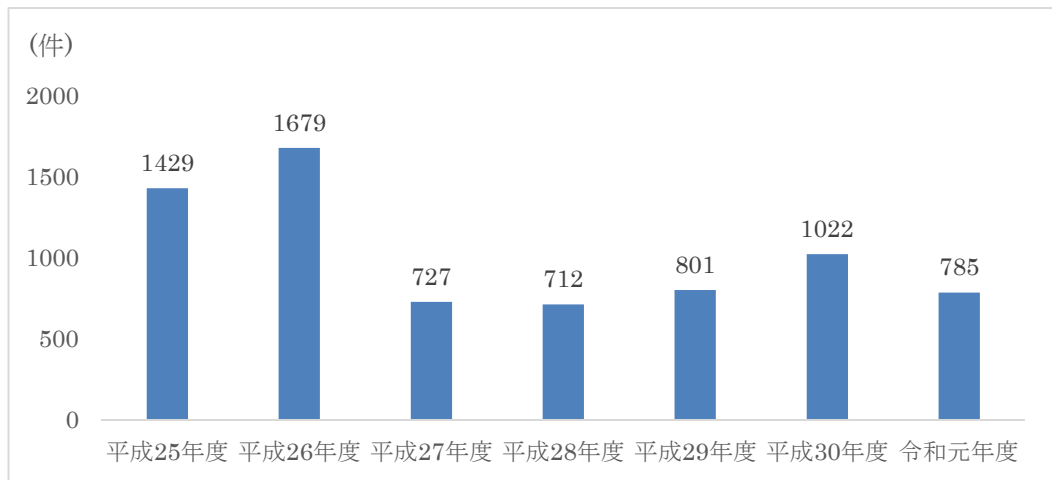


資料：東大阪市

(5) 施策の方向5 相談機能や情報提供の充実

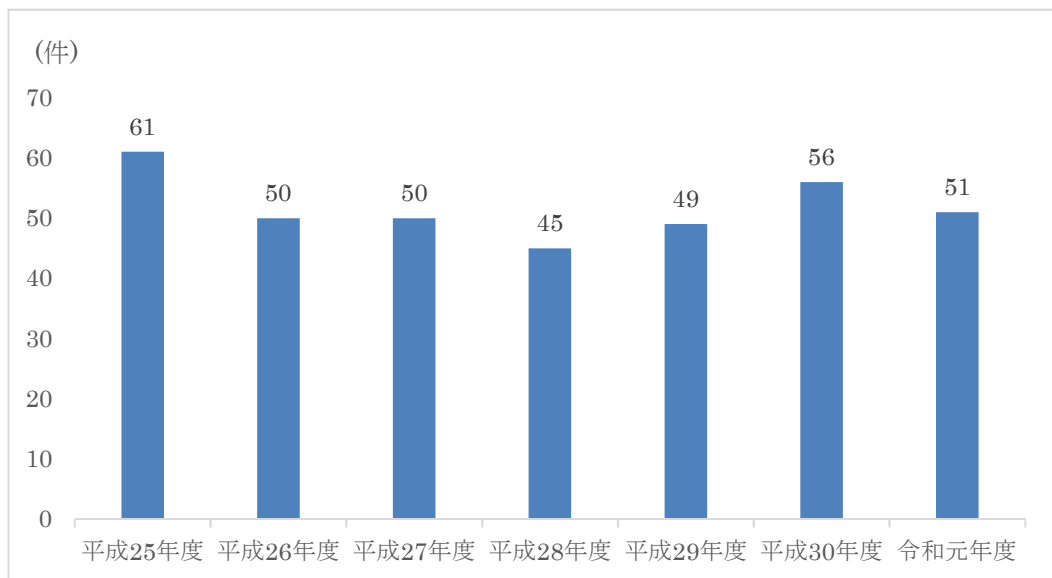
母子・父子自立支援員や母子福祉推進委員による相談件数に増減はありますが、ひとり親家庭の自立促進や孤立化を防ぐためにも相談員の必要性は増しており、より一層、相談窓口等の周知や機能強化が課題として考えられます。

図 母子・父子自立支援員による相談件数



資料：東大阪市

図 母子福祉推進委員による相談件数

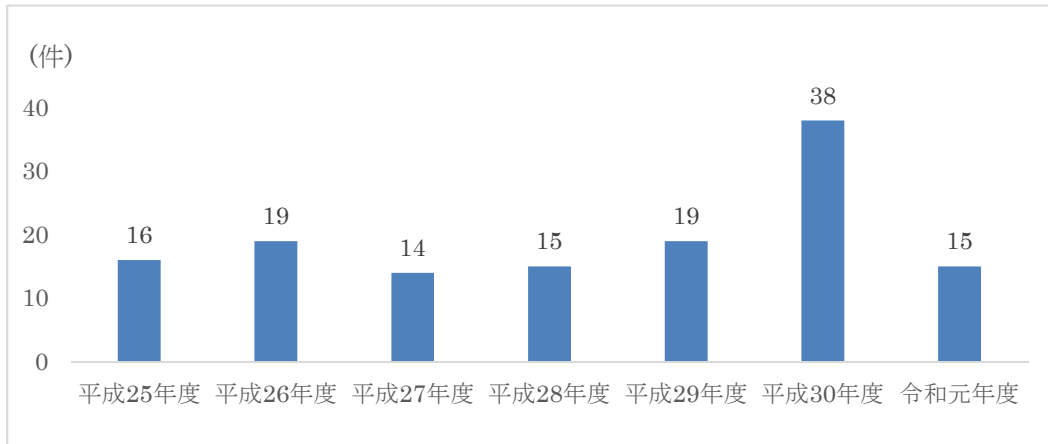


資料：東大阪市

(6) 施策の方向6 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成のため、市及び東大阪市母子寡婦福祉会が実施している交流会の参加者数については平成30年度は増加しましたが、毎年、横ばいで推移しています。また、アンケート調査でも母子家庭の母、父子家庭の父ともに「話し相手や相談相手がいない」ことに悩んでいる人が増加しており、より気軽に参加できるような地域ごとの取り組み、自助グループ等への支援を進めていく必要があります。

図 ひとり親家庭の交流会の参加者数



資料：東大阪市

3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題（東大阪市子どもの生活実態調査結果より）

【結果概要】

① 世帯の状況

- ・はじめて親となった年齢は、母子家庭の母では「27～30歳」（33.3%）が最も多く、次いで「24～26歳」（22.6%）となっています。父子家庭の父では「27～30歳」（33.3%）が最も多く、次いで「40歳以上」（25.0%）となっています。
- ・ひとり親家庭の親の最終学歴は、母子家庭の母では「高校卒業」（40.3%）が最も多く、次いで「高専、短大、専門学校等卒業」（35.2%）となっています。父子家庭の父では「高校卒業」（41.7%）が最も多く、次いで「大学卒業」（33.3%）となっています。
- ・家計の状況は、母子家庭の母では「赤字でも黒字でもない」（42.1%）で最も多く、次いで「赤字である」（32.1%）となっています。父子家庭の父では「貯蓄ができています」（41.7%）で最も多く、次いで「赤字である」「赤字でも黒字でもない」（ともに25.0%）となっています。
- ・相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を示しています。このときの貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。本市の相対的貧困率は12.96%（117.39万円＝貧困線）ですが、このうち母子家庭が占める割合は45.3%、父子家庭が占める割合が5.3%で、相対的貧困状態にある家庭の半数以上をひとり親家庭が占めている状態となっています。

② 就労状況

- ・就業状況に関わらず、働いている方は、母子家庭の母で84.3%、父子家庭の父で100%となっています。
- ・就業状況は、母子家庭の母では「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」（45.9%）で最も多く、次いで「常勤・正規職員」（30.2%）となっています。父子家庭の父では「常勤・正規職員」（89.2%）で最も多く、次いで「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」「自営業・家業」（ともに5.4%）となっています。

③ 経済的状況

- ・年間総収入は、母子家庭の母では「150～200万円未満」「200～250万円未満」（ともに13.8%）で最も多くなっており、250万円未満が43.3%を占めています。父子家庭の父では「450～500万円未満」「500～550万円未満」「550～600万円未満」（ともに11.1%）で最も多く、そのほかの層も近い比率となっており収入にばらつきがうかがえます。

④ 養育費について

- ・養育費について、「受けたことはない」との回答が母子家庭の母では62.9%、父子家庭の父で80.6%となっています。

⑤ 生活についての実感と心配事、悩み

- ・現在の生活を楽しんでいるかとの質問に対して、母子家庭の母では、「とても楽しんでいる」「楽しんでいる」と答えた方が62.9%であった一方で、「楽しんでいる」「あまり楽しんでい

ない」と答えた方が28.9%となっています。父子家庭の父では、「とても楽しんでいる」「楽しんでいる」と答えた方が66.7%であった一方で、「楽しんでいない」「あまり楽しんでいない」と答えた方が25.0%となっています。

- ・経済的な困窮の経験について、母子家庭の母では「新しい服や靴を買うのを控えた」(62.3%)、「趣味やレジャーの出費を減らした」(59.1%)、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」(57.2%)、「食費を切りつめた」(49.7%)となっています。父子家庭の父では「趣味やレジャーの出費を減らした」(58.3%)、「新しい服や靴を買うのを控えた」(44.4%)、「食費を切りつめた」(41.7%)、「新聞や雑誌を買うのを控えた」(30.6%)、「友人・知人との外食を控えた」(30.6%)となっています。
- ・子どもに関する経済的な困窮の経験について、母子家庭の母では「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」(35.2%)、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」(27.7%)、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」(24.5%)、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」(23.3%)、「子どもを習い事に通わすことができなかった」(23.3%)となっています。父子家庭の父では「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」(16.7%)となっています。
- ・心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人が「いない」方は母子家庭の母では11.9%、父子家庭の父では13.9%であり、父子家庭の父の方に多くみられます。

【まとめ】

アンケート調査の結果から、ひとり親家庭の相対的貧困率が高く、その中でもとりわけ母子家庭の貧困率が高いことが見受けられます。母子家庭の就業状況においては非正規の雇用率が高く、経済状況においても年間総収入が低い傾向にあります。

母子家庭の母や父子家庭の父の生活についての不安をみると、4人に1人が生活が楽しくないと否定的な答えをしています。日常生活においても経済的に我慢をしている経験が多く見受けられ、母子家庭においては、子どもを塾に通わすことができなかった、子どもの進路を変更、進学させられないといった経済的なことを要因として、多くの子どもが経験することを経験させられない状況、いわゆる「ライフチャンスのハク奪」も生まれています。また、父子家庭の父では母子家庭の母と比べて、心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人が少ない傾向となっています。

児童扶養手当現況届(令和2年8月3日～17日実施)に来庁されたひとり親の方にアンケート調査を実施しました。調査結果からみられる傾向として、今後、何らかの免許・資格・技能を身につけたいと考えているひとり親家庭の割合が多くあり、全体の67.8%でした。

このように、ひとり親家庭の置かれている状況は依然として厳しく、問題を抱えている場合にはその課題が複合的でより困難な状況に陥っていることが危惧されます。このような中で施策の方向性としては引き続き就業自立を目指す一方で、課題の複合化や生活の苦しさ、子どもへの影響(貧困の連鎖等)、父子家庭での子育て不安等にも考慮して、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援がより一層求められていると考えます。